

天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金
(災害時にも対応可能な天然ガス利用設備)

～解説資料～

平成31年4月

一般社団法人都市ガス振興センター

対象事業となる施設について

新設、更新又は改造により**5%以上の省エネルギー**が図られること、または高効率設備の基準に該当すること。

対象設備の新設、更新又は改造によって、従来方式よりも**25%以上のCO₂排出削減**が図られること。

中圧ガス導管等でガス供給を受けている下記のいずれかの施設に設置されること。

(ア) 災害時に避難所として活用される国や地方自治体の防災計画指定の施設

- 避難場所
- 避難所

(ア) 国や地方自治体と協定を締結している帰宅困難者受入施設

- 帰宅困難者受入施設
- 帰宅困難者支援ステーション
- 一斉帰宅抑制事業者
- 津波避難ビル

(イ) 災害時に機能維持する必要性のある施設

- 救急指定病院
- 災害拠点病院
- 福祉避難所
- 地方自治体等の施設

(ウ) 国や地方自治体と震災時の物資提供の協定や災害時の協定を締結している工場・事業場

ア) 避難所等について

- 災害時に避難所として活用される国や地方自治体の防災計画指定の施設
- 国や地方自治体と協定を締結している帰宅困難者受入施設
- 補助対象設備が当該施設の機能維持・サービス提供に寄与していること。
このことがわかる説明資料を添付すること。
- 収容できる人数等がわかるようにすること。

ア) 避難所等について

災害時に避難所として活用される国や地方自治体の防災計画指定の施設

	項目	定義・要件
1	防災計画指定の避難場所	工場などの敷地内（グラウンド等）が指定されている場合、避難者に対してユーティリティを提供する施設に、災害時に対象設備が寄与すること。※
2	防災計画指定の避難所	避難所は避難生活をするための場所である。「収容避難場所」は、一定期間の生活に必要な物資をある程度そろえており、屋内施設が指定されているため降雨などの心配が無いように考えられている。 避難者に対してユーティリティを提供する施設に、災害時に対象設備が寄与すること。※

※：運営のための電源、携帯電話等の充電のための電源提供、休憩場所のための冷暖房
風呂シャワーの提供等

ア) 避難所等について

国や地方自治体と協定を締結している 帰宅困難者受入施設（１）

	項目	定義・要件
1	自治体と協定のある 帰宅困難者受入施設	自分の所属する学校事業所などにとどまれない、帰宅できない場合に避難しとどまる施設。 帰宅困難者に対してユーティリティを提供する施設に、災害時に対象設備が寄与すること。※
2	自治体と協定のある 帰宅困難者支援ス テーション	水道水・トイレ・テレビ及びラジオからの災害情報の提供を行う。 公立学校、コンビニ、ガソリンスタンド等 帰宅困難者に対してユーティリティを提供する施設に、災害時に対象設備が寄与すること。※

※：運営のための電源、携帯電話等の充電のための電源提供、休憩場所のための冷暖房
風呂シャワーの提供等

ア) 避難所等について

国や地方自治体と協定を締結している 帰宅困難者受入施設（2）

	項目	定義・要件
3	自治体に登録した 一斉帰宅抑制事業者	災害発生時、大量の帰宅困難者が一斉に帰ろうとすると警察・消防・自衛隊の車両の移動に支障をきたす。 また、徒歩帰宅中に余震等で二次被害に遭う可能性もある。 事業者が従業員の一斉帰宅を抑制するために、必要な措置（事業所の耐震性の強化、3日以上のお食糧・水の備蓄等）を講じる。 避難者に対してユーティリティを提供する施設に、災害時に対象設備が寄与すること。※
4	自治体と協定のある 津波避難ビル	津波避難ビルは、浸水想定区域内にある津波避難を目的とする建築物。 避難者に対してユーティリティを提供する施設に、災害時に対象設備が寄与すること。※

※：運営のための電源、携帯電話等の充電のための電源提供、休憩場所のための冷暖房
風呂シャワーの提供等

ア) 避難所等について

その他

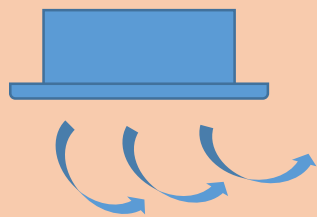
項目	定義・要件
町内会等住民団体との防災協定	<p>自治体は、より地域に密着した防災対策を実施するために、町内会・自治会等の住民団体を活用している。地場企業等と連携しての防災対策策定を推奨している自治体も多い。共同で防災訓練を実施したり、物資を企業の倉庫等に備蓄してもらう等、企業-住民団体で協定を結ぶケースがある。自治体との3者で締結する場合、自治体を取り持って2者で締結する場合などがある。</p> <p>協定は自治体も含めた3者で締結すること。 避難者に対してユーティリティを提供する施設に、災害時に対象設備が寄与すること。※</p> <p>ウ) 災害時の協定でも申請可</p>

※：運営のための電源、携帯電話等の充電のための電源提供、休憩場所のための冷暖房風呂シャワーの提供等

ア) 避難所等について

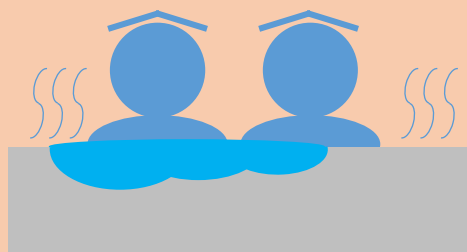
避難所等における
設備の役割の例

吸収式・GHP



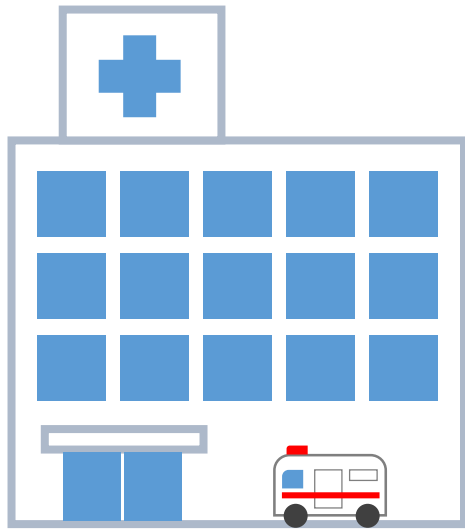
冷暖房

ボイラ

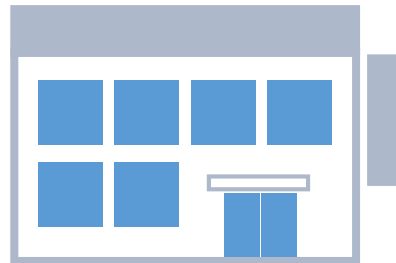


風呂・シャワー
の提供

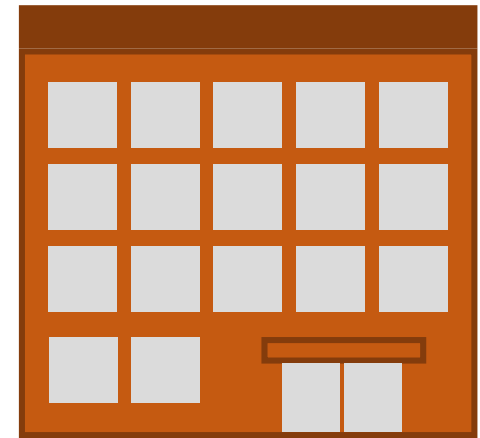
イ) 災害時に機能維持する必要がある施設について



救急指定病院
救命救急センター
災害拠点病院
など



国や地方公共団体が
認定・指定する
医療施設・福祉避難所



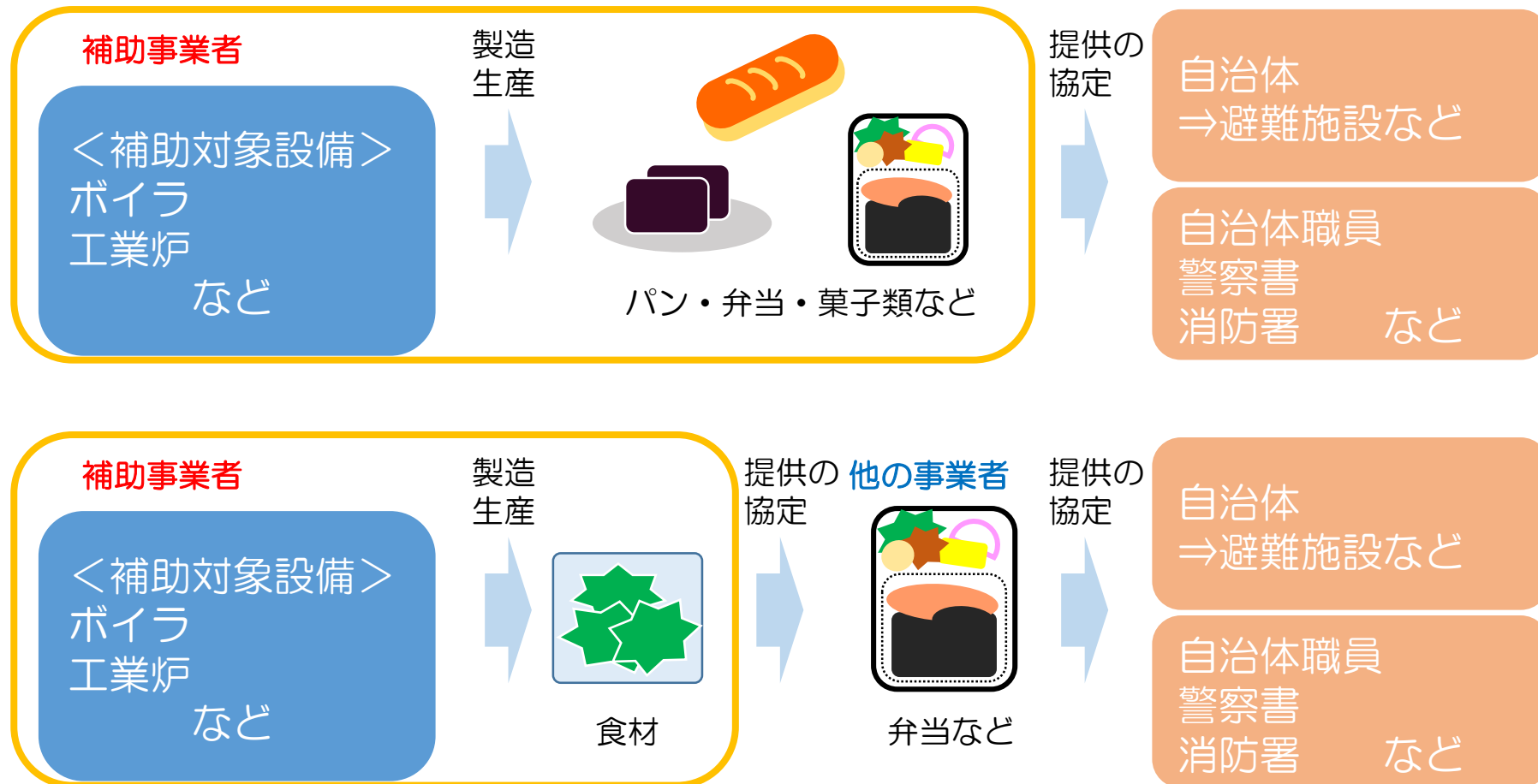
地方公共団体等の施設

ウ) 物資提供の協定について

- 国や自治体と震災時の物資提供や災害時の協定を締結していること。
- 工業炉の場合は、提供する物資が最終製品であること（材料、部品は不可）。
- 補助対象設備が提供する物資の製造・生産に寄与していること（備蓄の提供のみは不可）。このことがわかる説明資料を添付すること。
- 協定に具体的な品名や数量などが記載されていない場合は、説明資料を添付すること。

ウ) 物資提供の協定について

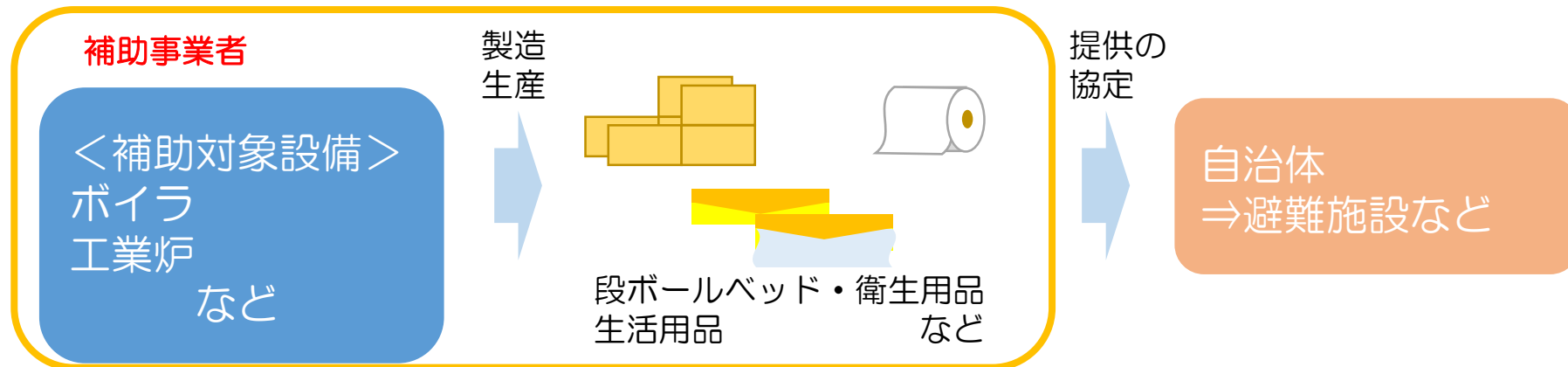
食料品の例



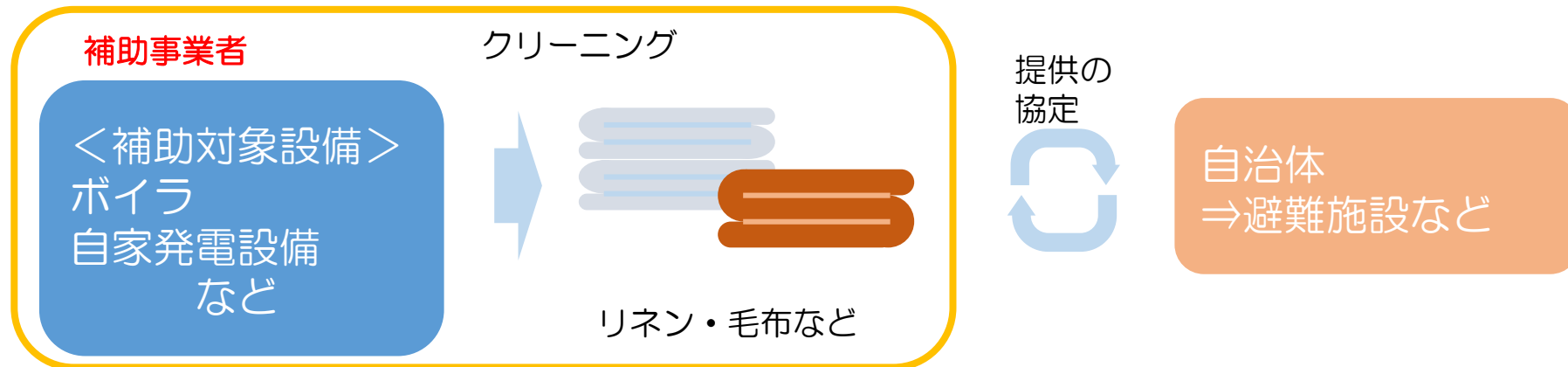
※自治体等と協定のある他の事業者に、協定や覚書を締結して食材などを提供する場合。
すべての協定・覚書等の原本を確定検査時に確認します。

ウ) 物資提供の協定について

生活用品の例



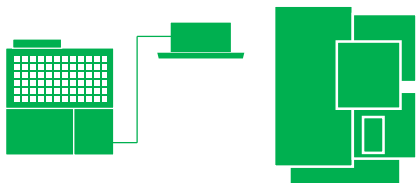
クリーニングの例



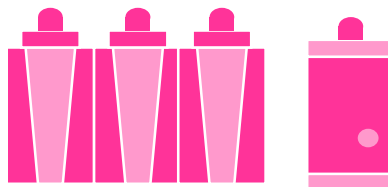
補助対象設備

(ア)GHP

(イ)冷温水機

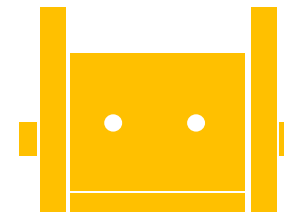


(ウ)ボイラ



蒸気ボイラ
温水ヒータ 等

(エ)工業炉



※自治体等と協定等を締結した施設
において、支援物資（最終製品）を
製造するために必要となる設備

(オ)厨房設備



※厨房設備のみの単独申請はできない
※CO2排出削減量の評価はしない

中圧ガス導管等

- 都市ガスの**中圧供給**
供給約款に定める低圧の最高圧力を超える圧力
- 供給継続性の高い**低圧供給
都市ガス供給事業者が供給停止判断基準をSI値70カイン以上と
している低圧エリア
- 低圧供給を受けていて
移動式ガス発生設備を保有



中圧ガス導管等

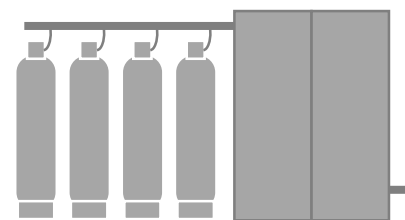
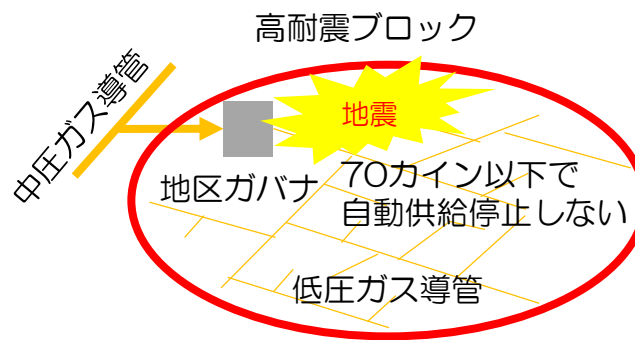
■都市ガスの中圧供給

供給約款に定める低圧の最高圧力を超える圧力

■供給継続性の高い低圧供給

都市ガス供給事業者が供給停止判断基準をSI値70カインとしている低圧エリア

■低圧供給を受けていて 移動式ガス発生設備を保有

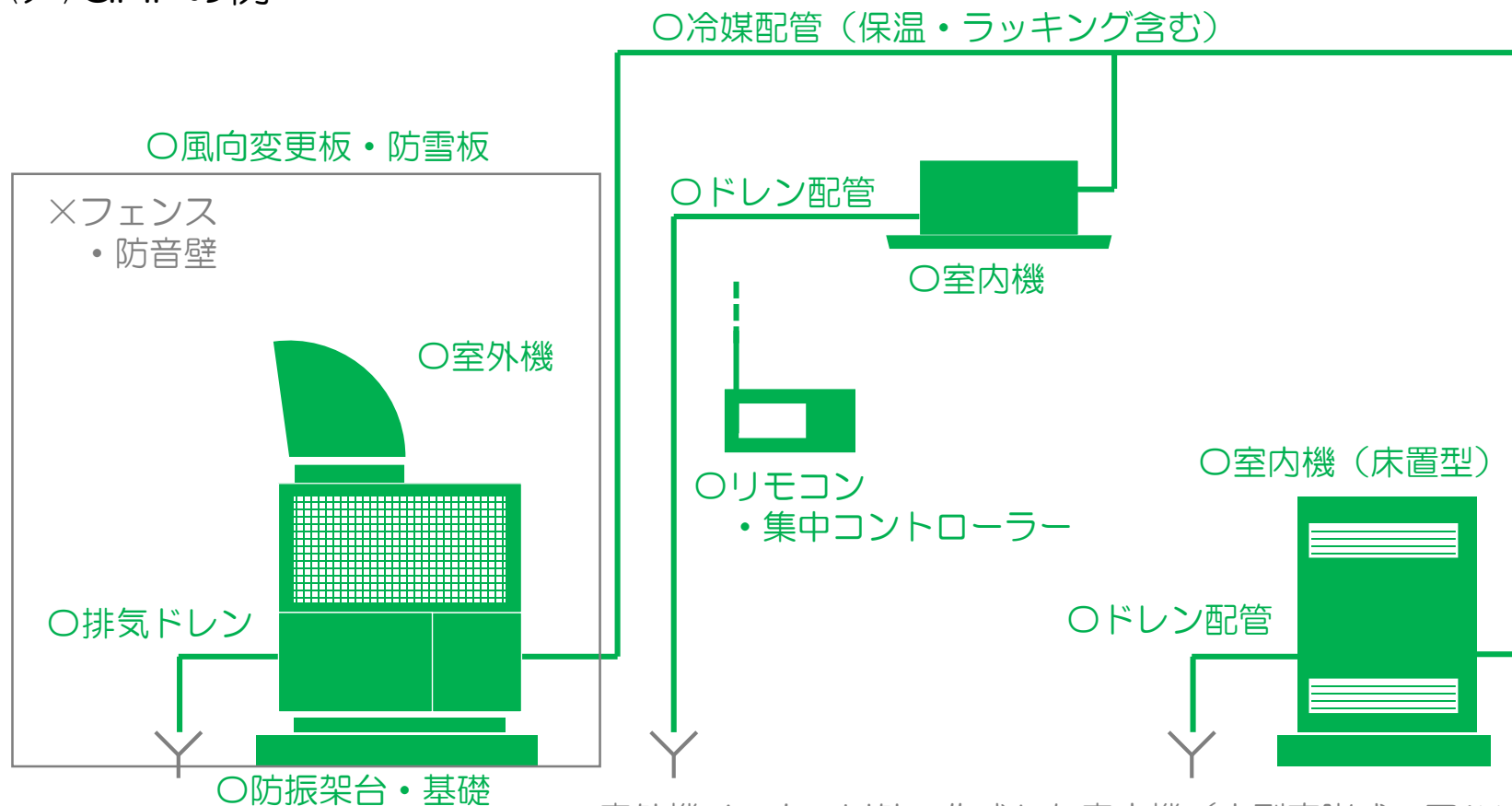


移動式ガス発生設備

補助対象範囲

※補助対象範囲の基本的な考え方を示したものです。
この記載内容がすべてではありません。
不明な点はセンターにお問い合わせください。

(ア)GHPの例

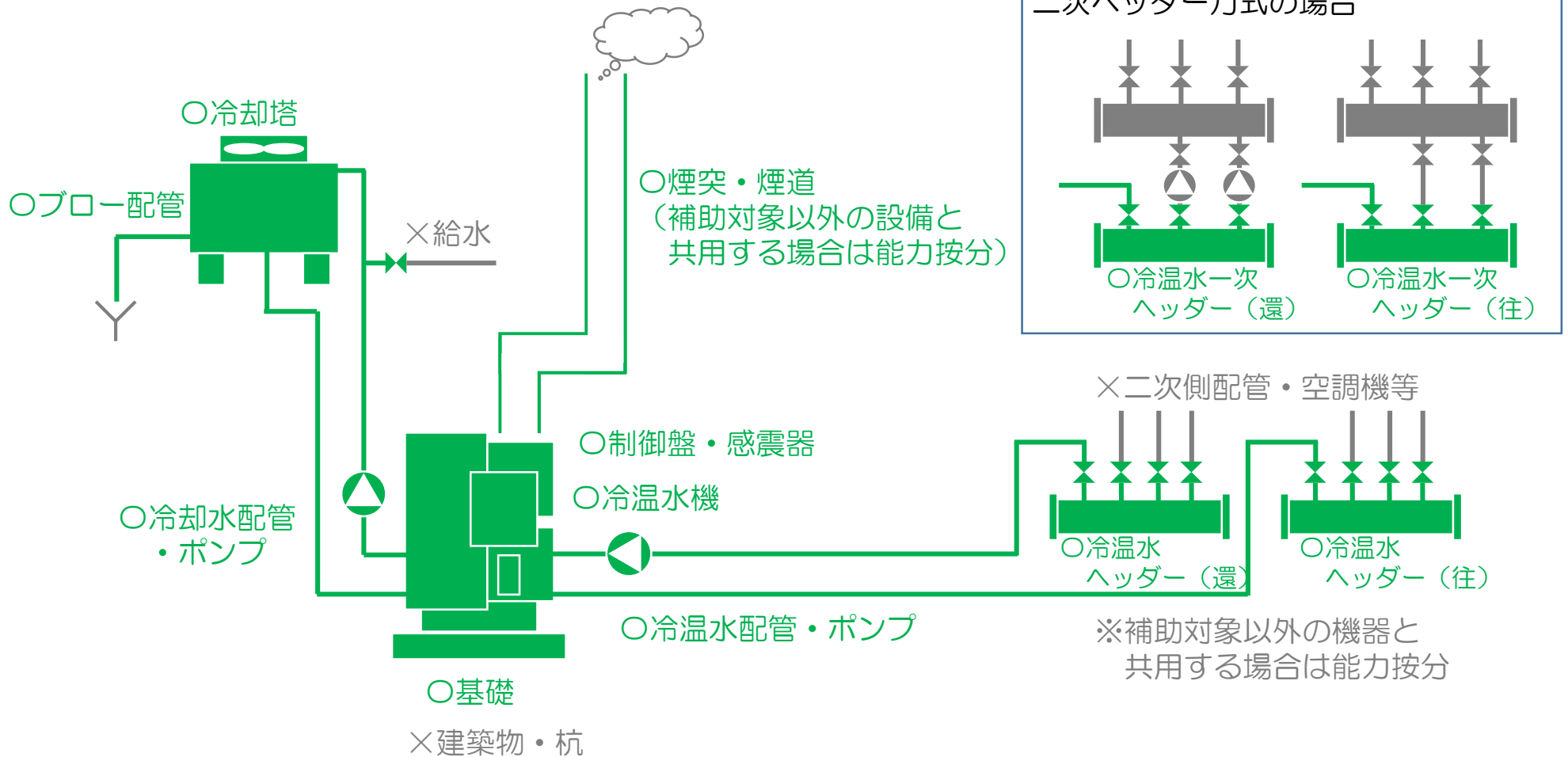


室外機メーカー以外の作成した室内機（大型直膨式エアハン）は対象外
GHPチラーは水熱交換ユニットまで対象

補助対象範囲

※補助対象範囲の基本的な考え方を示したものです。
この記載内容がすべてではありません。
不明な点はセンターにお問い合わせください。

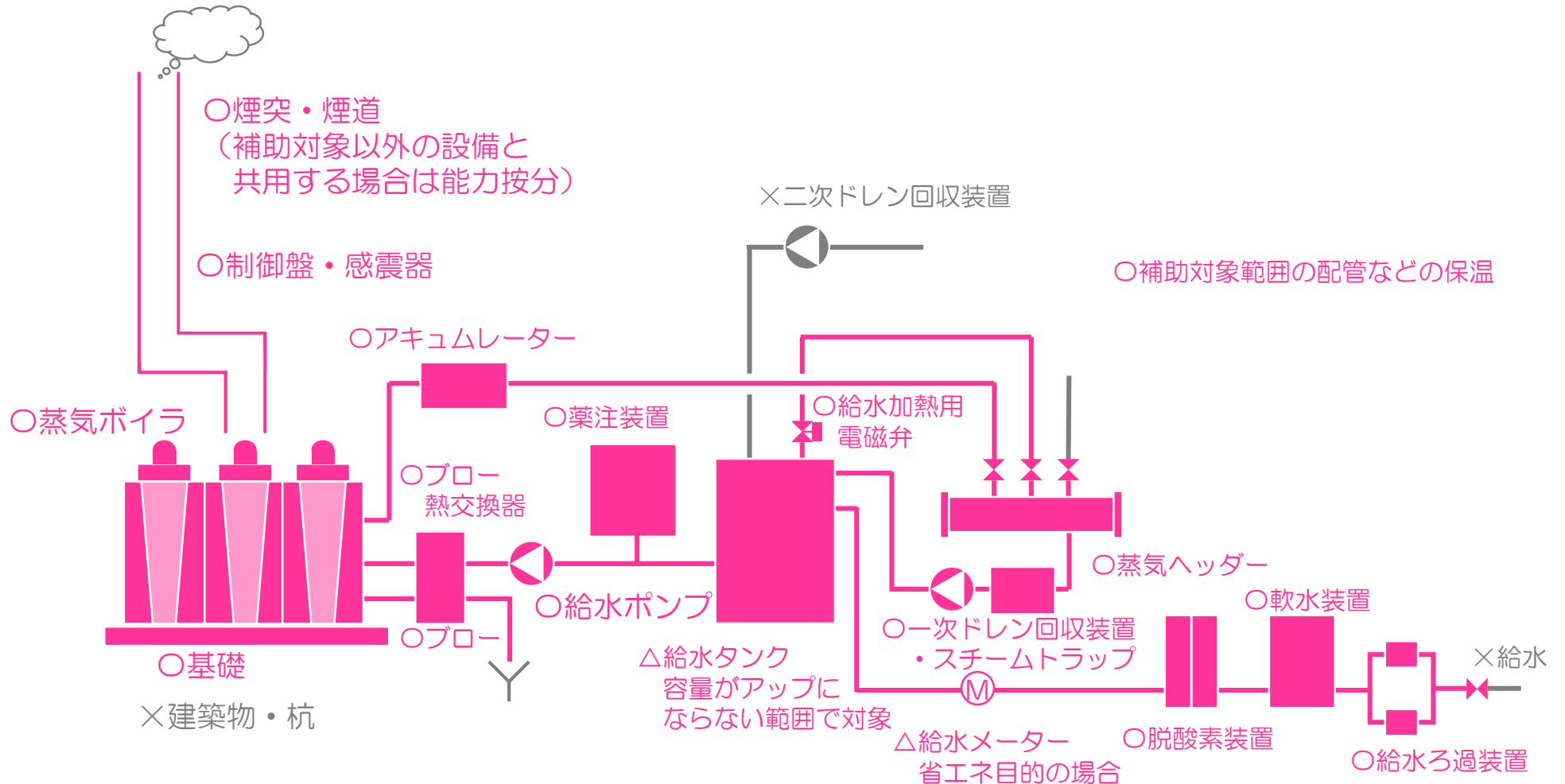
(イ) 冷温水機の例



補助対象範囲

※補助対象範囲の基本的な考え方を示したものです。
この記載内容がすべてではありません。
不明な点はセンターにお問い合わせください。

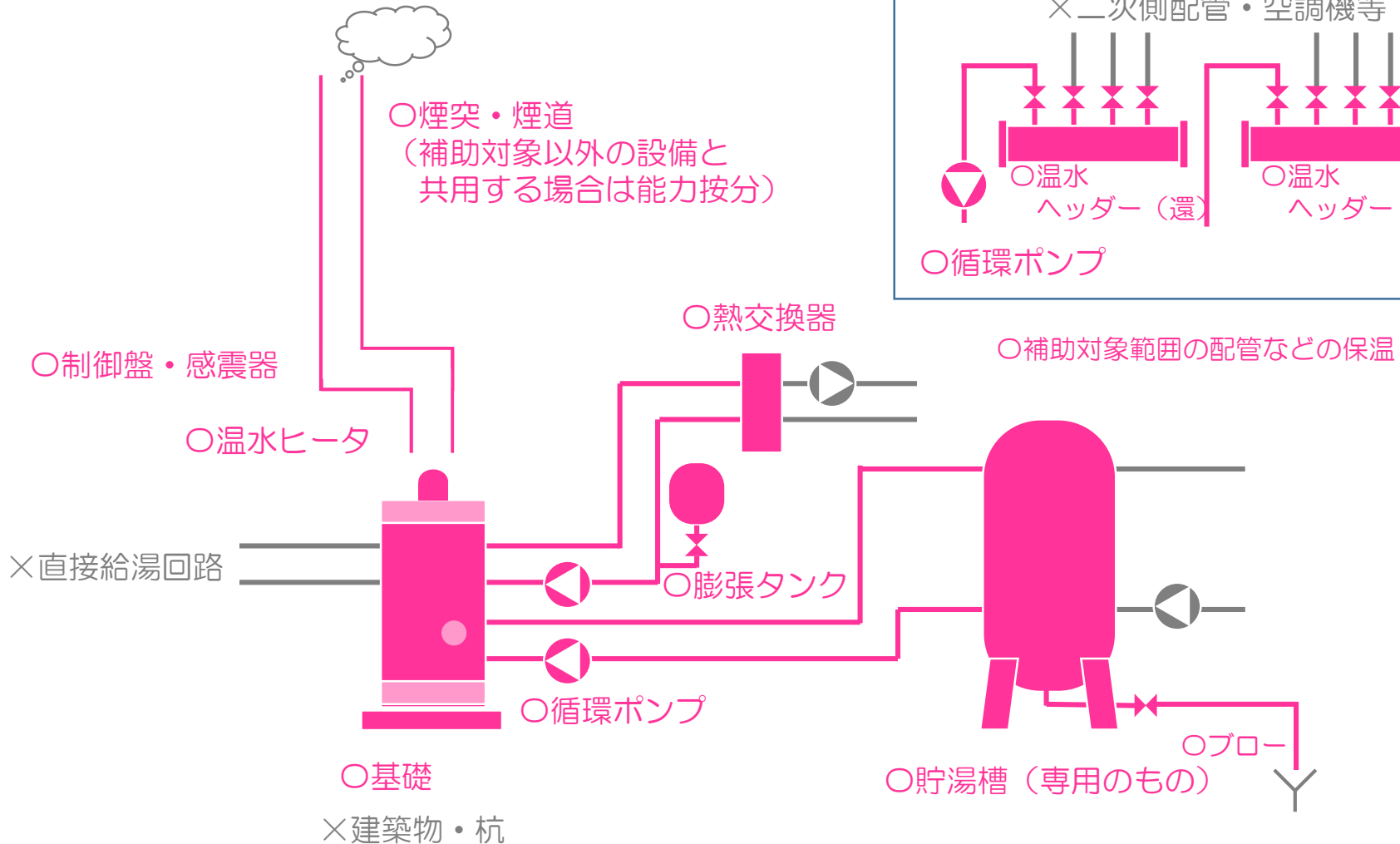
(ウ)ボイラ（蒸気ボイラ）の例



補助対象範囲

※補助対象範囲の基本的な考え方を示したものです。
この記載内容がすべてではありません。
不明な点はセンターにお問い合わせください。

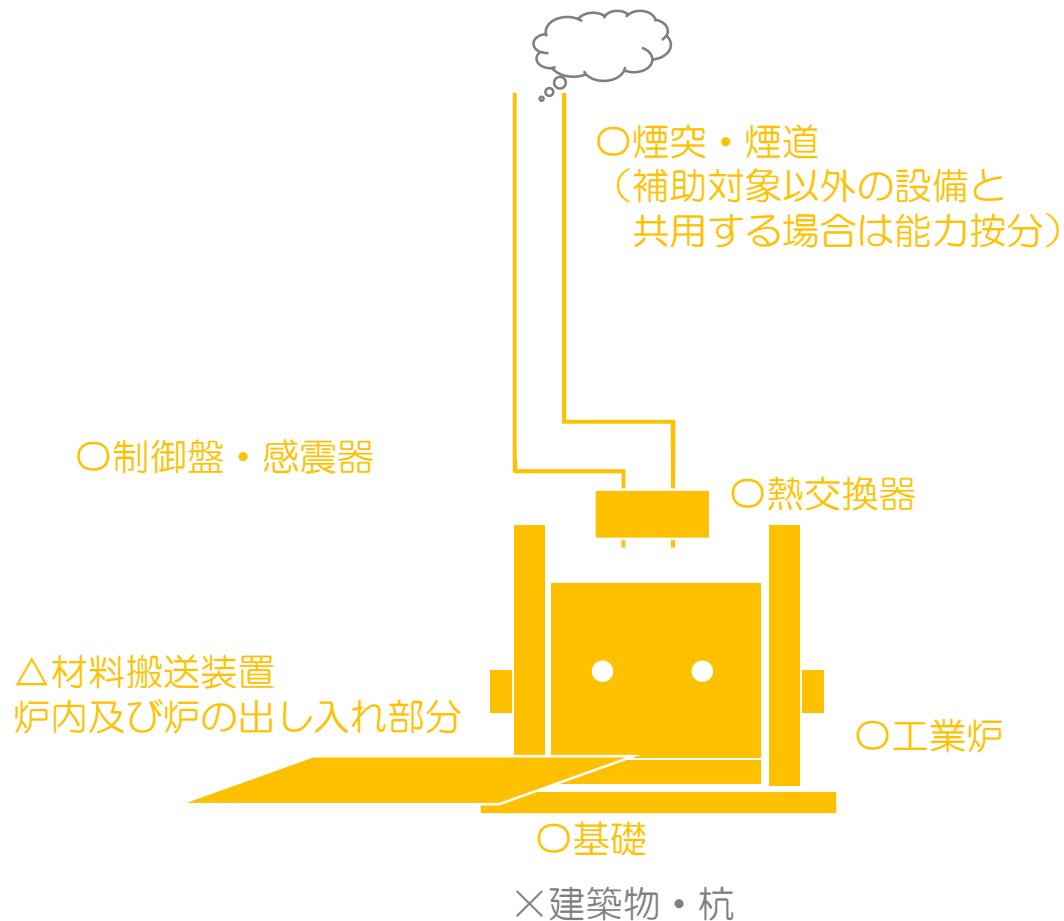
(ウ)ボイラ（温水ヒータ）の例



補助対象範囲

※補助対象範囲の基本的な考え方を示したものです。
この記載内容がすべてではありません。
不明な点はセンターにお問い合わせください。

(工) 工業炉の例



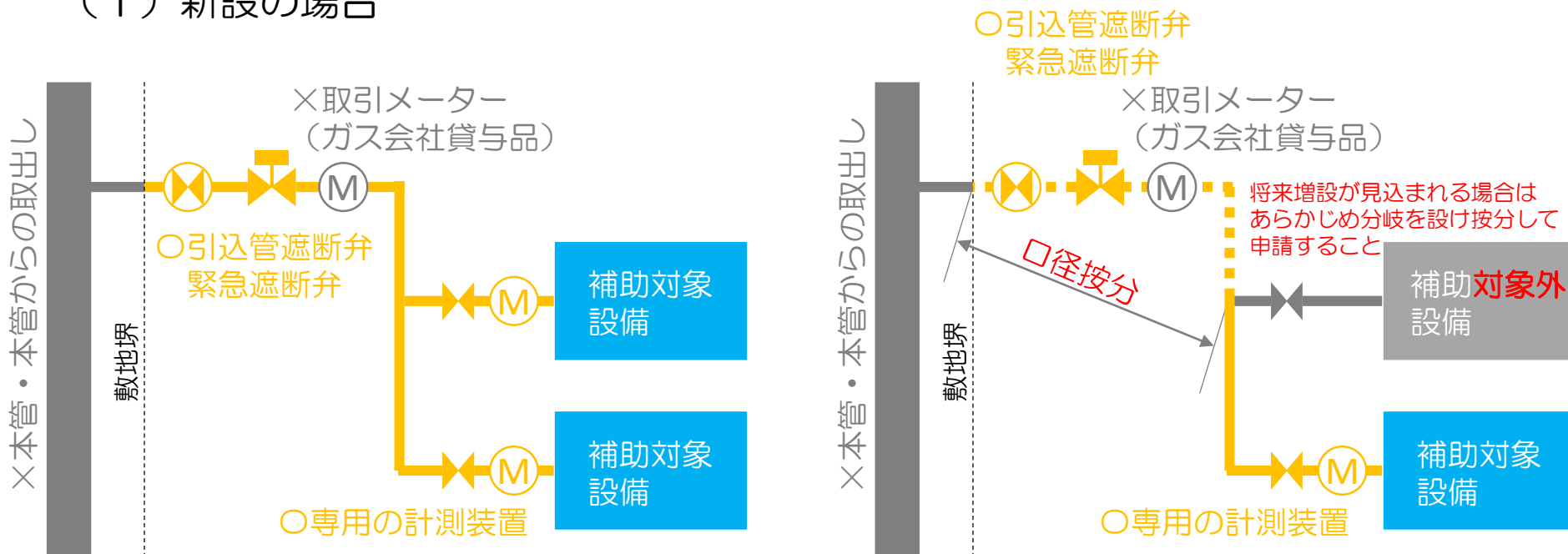
補助対象範囲

※補助対象範囲の基本的な考え方を示したものです。
この記載内容がすべてではありません。
不明な点はセンターにお問い合わせください。

・敷地内ガス配管

- ガス配管（バルブ等を含む）、ガバナ、ストレーナー、緊急遮断弁、ガス漏れ警報器
電気防食、埋設工事（復旧工事を含む）、配管支持金具等
- ×ガバナ・緊急遮断弁・取引メーター等の建屋・フェンス・庇等
- △補助対象設備以外の設備と共用するものは口径按分とする

(1) 新設の場合



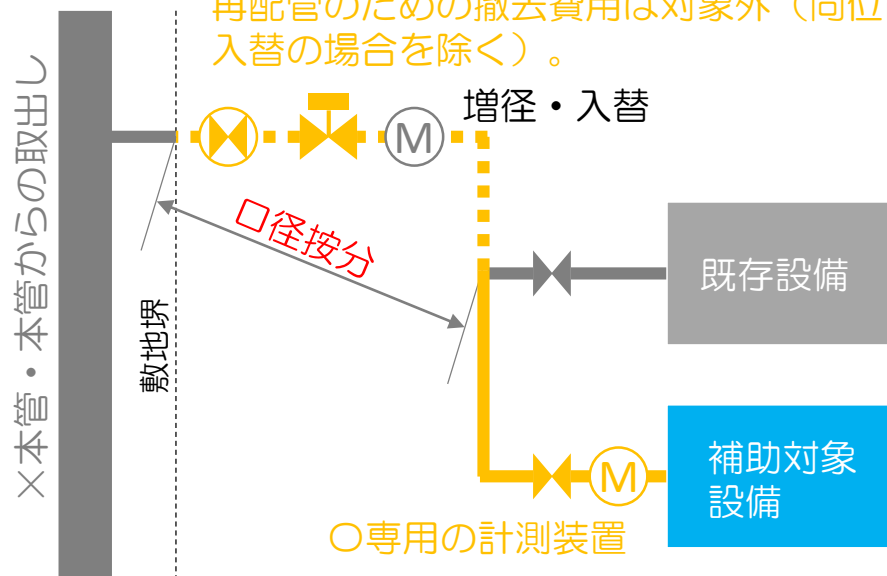
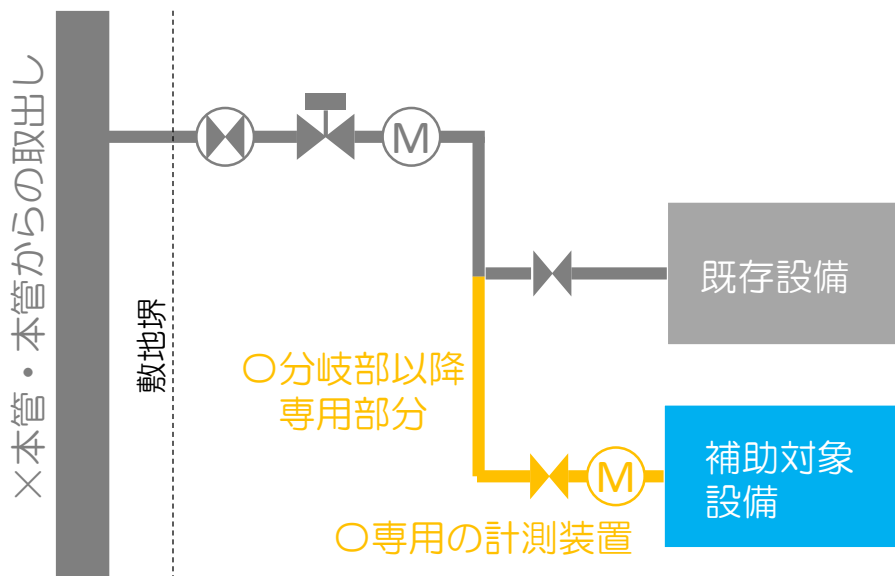
※取引メーターは専用の計測装置とはできない。やむを得ない場合はセンターの承認が必要。

補助対象範囲

※補助対象範囲の基本的な考え方を示したものです。
この記載内容がすべてではありません。
不明な点はセンターにお問い合わせください。

・敷地内ガス配管

(2) 既存ガス管がある場合



※取引メーターは専用の計測装置とはできない。やむを得ない場合はセンターの承認が必要。

補助対象範囲（見積依頼時の留意事項）

■補助対象でも留意すべき項目

- 補助対象外の項目が含まれる可能性がある項目

例)

「諸経費」等	→経費率などを明確にすること。
「産廃処理費」等	→マニフェスト原紙の確認が必要。
「雑材料費」等	→内容が不明。内訳を明示すること。
「交通費・宿泊費」等	→実績報告時に内訳が必要。

- 一式50万を超える項目は内訳を明示すること。

■補助対象外とすべき項目

- 事前調査費、見積費用（現場測量費も補助対象外）
- 建屋ならびに建屋に付属する設備（部品倉庫、電気室、制御室等）
※発電機パッケージは、建築申請する場合、建屋とみなし補助対象外
- 土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事
- 移設、撤去工事（ただし補助対象設備設置のために必要な工事は対象）
- 植栽及び外構工事
- 容易に移動または他用途に転用できるもの（消火器、柵、屋外照明等）
- 補助事業外の設備と共有するもの（配管、配線及びそれらの架台等）
- 消耗品（オイル、クーラント等は初期装填分のみ補助対象）
- 通信運搬費（書類等）、消耗品費、
ユーティリティ費（電気、ガス、水道、燃料等）
- 仮設事務所、部材置場の建設費もしくは使用料
- 振込手数料

補助率

補助対象経費の**1/3**

補助金上限額

1.7億円/1補助事業

交付決定

費用対効果と災害時の強靱性に対して審査を行う。中小企業優遇を申請した事業者が実施する補助事業については、費用対効果に1/2の係数をかけて優遇する。